破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４５８号
愛知県岩倉市本町神明西６番地８　アパートメントハウス朴の樹205号
債務者　小川　悦子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２３６０号
大阪府豊中市上野東１丁目１番46―303号
債務者　齋藤　峰一
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０２２号
大阪府門真市栄町22番12号
債務者　二木　一徳
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８４８号
大阪府箕面市石丸２丁目５番22号
債務者　光保　美岐
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８７９号
大阪府寝屋川市下神田町１番７号
債務者　嶽下　　翔
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８８０号
大阪市淀川区十三本町３丁目５番19号　ハイム西村302号
債務者　上西　利博
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９０７号
大阪府八尾市天王寺屋６―59　医療法人清心会山本病院917号室、住民票上の住所広島市佐伯区新宮苑９番10号
債務者　勝田　利江
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９２１号
大阪市大正区千島１丁目17番12号
債務者　ラナ　アルタフ　アラム
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９３９号
大阪市東淀川区北江口２丁目11番12号　プレジェーネ北江口201号
債務者　来村　昭夫
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９９２号
大阪府東大阪市友井２丁目13番３号　207号
債務者　上田　和史
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０８６号
住民票上の住所大阪府吹田市片山町４丁目28番28号
債務者　西田　秀作
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１０５号
大阪府摂津市別府２丁目13番27号
債務者　安坂　光市
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１４５号
大阪市北区東天満１丁目６番11―1301号
債務者　板垣　志郎
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４５２号
大阪府八尾市南植松町１丁目24番地の11
債務者　三入　静子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６１５号
大阪市住吉区万代２丁目５番30号
債務者　川上　　實
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６６９号
大阪府東大阪市西堤楠町３丁目５番28号　岩本ハイツ103号
債務者　渡邉ミヤ子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６８７号
大阪市鶴見区鶴見１丁目２番８―1001号
債務者　植田紀代子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部